日医報告

平成21年度
家族計画・母体保護法指導者講習会

北海道医師会母体保護法指定医審査委員会委員　晴山　仁志

12月5日（土）、日本医師会館大講堂において日本医師会ならびに厚生労働省主催の平成21年度家族計画・母体保護法指導者講習会が行われた。北海道からは深澤雅則北海道医師会常任理事と私が出席した。主催者側から唐澤祥人日本医師会長と長妻昭厚生労働大臣（代読：宮嵜雅則厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長）の挨拶と寺尾俊彦日本産婦人科医会長の来賓挨拶の後、今村定臣日本医師会常任理事の司会で、唐澤祥人日本医師会長の講演とシンポジウムが行われた。

○講演

21世紀の国民医療をもとめて
－超少子高齢社会の地域医療－

日本医師会長　唐澤祥人

Ⅰ．超少子高齢社会と社会保障制度
Ⅱ．地域医療提供体制
Ⅲ．医療提供と機能連携
Ⅳ．医療保障制度の課題と展望
Ⅴ．疾病予防と保険事業の推進
Ⅵ．日本医師会の取り組み

の各項目について、今日の急激な超少子・高齢化はわが国特有な問題であるが、社会保障制度はどうあるべきか、地域では人口が減り、高齢者が孤立している現状があり地域医療体制の重要性を認識しなければならない。外来医療、入院医療、在宅医療、病院医療、診療所医療、専門医療、プライマリ・ケア医療などがあり、病院と診療所の機能分化と連携しながら新たな医療提供システムを作らなければならない。また国民が求めている安心で心優しい医療を提供するためには医療保障制度を強化する必要がある。病気を治すことだけではなく、予防に力をいれて国民の健康と生命を守るため日本医師会として現在・未来のさまざまな取り組みを話された。

○シンポジウム「産婦人科医療をめぐる諸問題
～母体保護法を中心に」

⑴　人工妊娠中絶の同意書をめぐる問題

東京都医師会理事／
日医母体保護法等に関する検討委員会委員
大橋克洋

人工妊娠中絶は以前よりも減少しているが、一方で妊娠の状況は複雑になってきており、対応に苦慮する場合も少なくない。同意書をめぐる悩ましい事例として、①未成年の場合②相手の署名捺印をすぐもらえない場合③相手を特定できない場合④トラブルにつながる場合などがある。基本的には母体保護法の規定に基づいて判断すべきであるが、本人に自書してもらいカルテに証拠として添付するなど個別に慎重に対処しなければならない。

⑵　若年者の人工妊娠中絶と避妊教育について

愛育病院産婦人科部長／
日医母体保護法等に関する検討委員会委員
安達知子

10歳代の人工妊娠中絶数は1970年の14,314人から増加し、2007年は23,985人と高値を示している。また14歳以下の出産は毎年約40人であり、10歳代の中絶週数は他の年代に比して妊娠週数が進んでから中絶していることなどから、各年齢の発達段階に応じた性教育が望まれる。反復人工妊娠中絶を減少させるためには①中絶決定時に避妊指導②本人とパートナーに指導③15分以上の時間をかけて④医師またはコメディカルが指導⑤出産未経験者にはＯＣ、経験者にはＯＣ、ＩＵＤ、ＩＵＳを勧める⑥中絶1週以内の避妊方法施行などの施策を提示した。

⑶　中期人工妊娠中絶における出産育児一時金のあり方

小田原市立病院副院長／
日医母体保護法等に関する検討委員会副委員長
白須和裕

出産育児一時金は、1994年に分娩費と育児手当金を統合して作られた現金給付であり、2006年35万円、2009年39万円となっている。支給増額の趣旨は「出産に要する費用の経済的負担の軽減を図るため」あるいは「少子化対策の観点から」と説明されている。妊娠12週以上の人工妊娠中絶において出産育児一時金が支給される根拠は、分娩費には、単に出産費用あるいは中期中絶費用の経済負担の軽減にとどまらない母体の保護という保健衛生上の保障という趣旨が含まれている。中期中絶における一時金減額の主張もあるかもしれない。しかし①社会保障としての経済的支援の後退とならないか②母体保護という保健衛生上の保障の充実に水を差さないか③中絶費用との差額を問題にして減額することは出産費用の地域格差、施設間格差に波及する恐れ④技術に見合っ

た適正な中絶費用が算定されているかなど考慮しなければならない。それ故に直ちに中期中絶の一時金支給の見直しを産婦人科医療サイドから主導することには慎重な態度が必要かもしれない。

⑷　公益法人制度改革に伴う母体保護法指定医師認定問題について

日本医師会常任理事　今村定臣

母体保護法の「指定医師」を指定する医師会の要件が、公益法人制度改革に基づき「社団法人」から「公益社団法人」に変更された。公益社団法人への変更には多くの厳しい要件が付けられ、すべての都道府県医師会が公益社団法人に移行することは事実上困難である。都道府県医師会が一般社団法人となった地域は、指定権者がいなくなるため母体保護法指定医師の空白地帯となってしまう。母体保護法は刑法212条などに規定する堕胎罪の適用除外として、母性の生命健康保護を目的にしている。この法律の目的を達成し、各都道府県において適切に指定が行われるように、法改正を含め行政と交渉を続けていくことが重要である。

⑸　指定発言－行政の立場から

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
宮嵜雅則

人工妊娠中絶の実施件数、実施率（人口千対の実施率）ともに年々減少してきており、平成18年度には初めて10を下回った。10歳代の人工妊娠中絶数は平成19年では全国で23,985件、人口千対実施率は7.8であった。これらの現状を行政の立場から論じた。

お知らせ

第44回北海道ドクターズゴルフ大会開催のお知らせ（予告）

標記大会を、小樽市医師会の担当で下記のとおり開催することになりましたので、多くの会員にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

【前夜祭】

日　　時　平成22年6月26日（土）
午後6時30分～午後8時

会　　場　グランドパーク小樽

【大　会】

日　　時　平成22年6月27日（日）
午前6時30分スタート（予定）

会　　場　小樽カントリー倶楽部　新コース
（小樽市銭函3丁目73番地
TEL 0134-62-5051）

競技方法　18ホールズストロークプレイ
（アンダーハンディ）
A・B、シニア、レディスの各クラスを予定しております。

競技資格　北海道医師会員で公式ハンディを有する者

参加申込　北海道医報3月号、4月号および5月号附録の「参加申込書」でお申込ください。

宿　　泊　宿泊につきましては申込受付後、当会で依頼した旅行会社からパンフレット等をお送りしますので、ご希望の方は、各自お申込ください。

そ の 他　ご不明な点がありましたら、大会事務局までご連絡願います。

連 絡 先　〒047-0033
小樽市富岡１丁目5番15号
小樽市医師会内
北海道ドクターズゴルフ大会事務局
（担当：佐藤、本間）
TEL　0134-22-4111
FAX　0134-33-9544